

静岡県告示第501号の2

新規産業立地事業費補助金交付要綱（平成15年静岡県告示第317号）の一部を次のように改正する。

令和7年6月30日

静岡県知事 鈴木 康 友

改正前	改正後
第2 定義 (1)・(2) (略) (3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。 ア 次のいずれかに該当すること。 (7) (略) (4) 企業等が、その子会社（<u>会社法（平成17年法律第86号）第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）</u>又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。 イ (略) ウ 次のいずれかに該当すること。 (7) 業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びにその子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換算率によ	第2 定義 (1)・(2) (略) (3) この要綱において「設置」とは、次に掲げる要件の全てに該当する工場等の新設又は増設をいう。 ア 次のいずれかに該当すること。 (7) (略) (4) 企業等が、<u>その親会社（会社法（平成17年法律第86号）第2条第4号に規定する親会社をいう。以下同じ。）</u>、その子会社（<u>同法第2条第3号に規定する子会社をいう。以下同じ。）</u>又はその関連会社（会社計算規則（平成18年法務省令第13号）第2条第3項第21号に規定する関連会社をいう。以下同じ。）と共同して工場等の建物の新築、増築又は機械設備の購入及び業務の開始をすること。 イ (略) ウ 次のいずれかに該当すること。<u>ただし、知事が特に認める場合は、この限りでない。</u> (7) 業務の開始に伴い、当該事業に係る事業所の特定企業等（当該企業等並びに<u>その親会社</u>、その子会社及びその関連会社をいう。以下同じ。）の従業員の数（県内に住所を有する従業員（パートタイマーを除く。）にあつては100分の100の換算率により換算した数とし、県内に住所を有する従業員（パートタイマーに限る。）にあつては100分の50の換

り換算した数とする。以下同じ。)及び特定企業等の県内における従業員の数が、それぞれ1人以上増加すること。

(i) (略)

エ～キ (略)

- (4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア～オ (略)

第3 補助の対象及び補助率(額)

- (1) (略)

- (2) 補助率(額)

ア (1)に掲げる経費の7パーセント(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、10パーセント)以内とする。ただし、(1)に掲げる経費の合計が100億円以上の場合は、7億円(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、10億円)に、別に行う審査を経て知事が特に認めた額を加えた額とする。

算率により換算した数とする。以下同じ。)及び特定企業等の県内における従業員の数が、それぞれ1人以上増加すること。

(i) (略)

エ～キ (略)

- (4) この要綱において「研究員」とは、当該研究所において専ら研究又は開発の業務に従事する者で、次のいずれかに該当するものをいう。

ア～オ (略)

カ アからオまでに掲げる者に相当するものとして知事が特に認めるもの

第3 補助の対象及び補助率(額)

- (1) (略)

- (2) 補助率(額)

ア 県内に工場等を有する企業等であって知事が別に定めるものにあっては、(1)に掲げる経費の5パーセント(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、7パーセント)以内とし、5億円(同表の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、7億円)を限度とする。ただし、(1)に掲げる経費の合計が200億円以上の場合は、5億円(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を設置する場合にあっては、7億円)に、別に行う審査を経て知事が特に認めた額を加えた額とする。

イ 県内に工場等を有しない企業等であって知事が別に定めるものにあっては、(1)に掲げる経費の10パーセント(別表第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄に掲

イ (略)	<u>げる対象施設又は研究所を設置する場合 にあっては、15パーセント) 以内とし、 10億円 (同表の左欄に掲げる区分に応じ 同表右欄に掲げる対象施設又は研究所を 設置する場合にあっては、15億円) を限 度とする。ただし、(1)に掲げる経費の合 計が200億円以上の場合は、10億円 (別表 第2の左欄に掲げる区分に応じ同表右欄 に掲げる対象施設又は研究所を設置する 場合にあつては、15億円) に、別に行う 審査を経て知事が特に認めた額を加えた 額とする。</u> ウ (略)
--------------	---

備考 改正箇所は、下線が引かれた部分である。

附 則

- この告示は、令和8年1月1日から施行する。
- 改正後の新規産業立地事業費補助金交付要綱 (以下「新要綱」という。)の規定は、令和8年1月1日以降に用地を取得 (賃貸借等を含む。以下同じ。) し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設について適用し、同日前に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設については、なお従前の例による。
- 令和8年1月1日から令和8年12月31日までの間に用地を取得し、又は事業に着手した工場等の新設及び増設のうち、新要綱第3(2)イの企業等が行うものであって、当該事業に係る設備投資に要する経費 (用地取得費、造成工事費及び新要綱第3(1)ウ本文の経費を除く。) が、工場及び物流施設にあっては10億円未満、研究所にあっては2億円未満であるものに対する新要綱第3(2)イの規定の適用については、新要綱第3(2)イ中「10パーセント」とあるのは「7パーセント」と、「15パーセント」とあるのは「10パーセント」とする。